

(平17条例20・追加)

- 10 沼南町情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町情報公開条例の例による。

(平17条例20・追加)

- 11 沼南町個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町個人情報保護条例の例による。

(平17条例20・追加)

附 則(平成17年条例第20号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成26年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第41号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による改正後の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定による合議体の委員の指名及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の柏市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の柏市個人情報保護条例の規定及び新条例の規定は、行政不服審査法の施行の日以後の行政庁の処分又は同日以後にされる申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の柏市情報公開・個人情報保護審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、施行日をもって新条例第4条第1項の規定により柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 施行日前に柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続は柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

平成16年12月1日

規則第53号

改正 平成27年12月21日規則第91号

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則91・一部改正)

(委員の除斥)

第2条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る調査審議又は建議(条例第2条第5号に規定する意見を述べることをいう。)に参加することができない。

(平27規則91・一部改正)

(手続の併合又は分離)

第3条 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

(平27規則91・一部改正)

2 審議会は、前項の規定により審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、条例第8条第4項に規定する審査関係人にその旨を書面により通知するものとする。

(平27規則91・一部改正)

(処分庁等の申出)

第4条 処分庁等(条例第8条第1項前段に規定する処分庁等をいう。以下同じ。)は、公文書(同項前段に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている情報又は保有個人情報(同項前段に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会(条例第6条第1項の規定により置かれる部会に調査審議をさせる場合にあつては、部会。以下この条、第6条及び第8条において同じ。)に対し、その旨の申出をすることができる。

(平27規則91・一部改正)

2 審議会は、前項に規定する申出を受けた場合において、条例第8条第1項前段の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該処分庁等の意見を聴くものとする。

(平27規則91・一部改正)

(意見の陳述)

第5条 条例第9条第1項本文の規定による意見の陳述に係る申出は、書面により行わなければならない。

(補佐人)

第6条 条例第9条第3項の規定により補佐人とともに出頭しようとする同条第1項に規定する申出人は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならない。

い。審議会が同条第3項の規定により承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする。

(平27規則91・一部改正)

第7条 削除

(平27規則91・一部改正)

(陳述の秩序の維持)

第8条 審議会は、条例第9条第4項に定めるもののほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる。

(平27規則91・一部改正)

(提出資料等の閲覧等)

第9条 条例第11条第1項前段の規定による閲覧又は交付の求めは、書面により行わなければならない。

(平27規則91・一部改正)

2 条例第11条第1項前段に規定する交付を受ける審査請求人又は参加人は、同条第4項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、同条第1項前段に規定する提出書類等の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

(平27規則91・追加)

3 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

(平27規則91・追加)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(柏市行政組織規則の一部改正)

2 柏市行政組織規則(平成13年柏市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項の表(情報政策室)の項第5項中「柏市情報公開審査会及び柏市個人情報保護審議会」を「柏市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則(平成27年規則第91号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領

制定 平成17年 9月30日

施行 平成17年 9月30日

改正 平成28年 月 日

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則(平成16年柏市規則第53号。以下「規則」という。)第10条の規定により、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の取下げ)

第2条 審議会は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。)第2条第1号の規定による諮問について審査庁から書面による諮問の取下げがあった場合は、審査庁が柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第3項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第47条第3項の規定による通知を行う前であることを除き、当該取下げがあった旨を条例第8条第4項に規定する審査関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人)に書面により通知するものとする。

2 前項の規定は、条例第2条第6号の規定による諮問について準用する。この場合において、「柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第3項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第47条第3項の規定による通知」とあるのは「行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第43条第3項の規定による通知」と、「条例第8条第4項に規定する審査関係人」とあるのは「行審法第74条に規定する審査関係人」と読み替えるものとする。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定により部会を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が必要と認めるときとする。

(1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合

(2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合

(3) その他部会に調査審議をさせることが適当と認められる場合

2 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(合議体)

第4条 条例第6条の2第1項の規定により合議体を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が必要と認めるときとする。

(1) 公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合

(2) その他合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合

2 審査長は、合議体における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(諮問の要否)

第5条 行審法第81条第1項の規定により審議会の権限に属させられた行審法第43条第1項第5号に規定する諮問を要しないものと認める場合については、答申の集積を通して定型化、類型化できると認められる都度会長が審議会に諮って定めるものとする。

(反論書等)

第6条 審議会(条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条、第7条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。)は、審査請求人から弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)の提出があつたときは、参加人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。

2 審議会は、参加人から審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(以下「意見記載書面」という。)の提出があつたときは、審査請求人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。

(調査等)

第7条 条例第8条第3項の規定により処分庁等に公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料を作成し、及び提出するよう求めること又は同条第4項の規定により審査関係人に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることについては、第13条第6号に掲げる事項を除き、その都度会長(条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会長。第10条、第11条第2項、第13条(第1号、第3号及び第14号を除く。))並びに第14条において同じ。)が審議会に諮って定めるものとする。

2 行審法第81条第3項において準用する行審法第74条の規定により審査請求人、参加人又は行審法第43条第1項の規定により審議会に諮問をした審査庁に主張書面若しくは資料の提供を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述若しくは鑑定を求めることその他必要な調査をすること又は行審法第77条の規定による委員の指名については、その都度会長(条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、審査長。次条、第11条第2項、第13条(第2号、第3号及び第15号を除く。))並びに第14条において同じ。)が審議会(条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、合議体。次条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。)に諮って定めるものとする。

(手数料の減免)

第8条 行審法第81条第3項において読み替えて準用する行審法第78条第5項の規定により手数料を減額し、又は免除することについては、その都度会長が審議会に諮って決定するものとする。

(答申内容の公表)

第9条 条例第12条及び行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申の内容の公表は、当該答申書の内容を記したものを柏市行政資料室要領(平成12年9月29日制定)第1条第1項の規定により設置された行政資料室に備え付け

るとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供することにより行うものとする。

(意見の聴取等)

第10条 条例第13条の規定により専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことについては、その都度会長が審議会に諮って定めるものとする。

(会議の公開)

第11条 条例第14条の規定による会議の公開は、柏市附属機関等会議公開等要領(平成12年9月29日制定。以下「会議公開要領」という。)に基づき行うものとする。

2 前項の場合において、会議公開要領の規定を適用するときは、会議公開要領中「附属機関等の長」とあるのは「会長」と、「附属機関等」とあるのは「審議会」と読み替えるものとする。

(会議録の作成等)

第12条 審議会は、会議公開要領に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。

(会長の専決事項)

第13条 会長は、次に掲げる事項を専決(条例、規則及びこの要領に定める範囲内で、常時審議会に代わって決裁することをいう。)により処理することができる。

- (1) 第2条第1項の規定による諮問の取下げの通知
- (2) 第2条第2項において準用する同条第1項の規定による諮問の取下げの通知
- (3) 規則第3条第1項の規定による事件の併合又は分離及び同条第2項の規定による通知
- (4) 第6条第1項の規定による反論書の副本の送付及び同条第2項の規定による意見記載書面の副本の送付
- (5) 条例第8条第1項の規定による公文書又は保有個人情報の提示の求め
- (6) 条例第8条第4項の規定による処分庁等への意見聴取
- (7) 条例第9条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項前段の規定による意見陳述の日時及び場所の指定、同条同項後段の規定による質問の承認、同条第3項の規定による補佐人帯同の承認及び同条第4項の規定による陳述の制限
- (8) 行審法第81条第3項において準用する行審法第75条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項の規定による補佐人帯同の許可
- (9) 規則第8条の規定による退場を命じる等適当な措置を執ること
- (10) 条例第10条の規定による意見書又は資料の提出期間の指定
- (11) 行審法第81条第3項において準用する行審法第76条の規定による主張書面又は資料の提出期間の指定
- (12) 条例第11条第1項の規定による提出書類等の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定、同条第2項の規定による提出書類等の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定並びに同項後段の規定による写しでの閲覧の決定
- (13) 行審法第81条第3項において準用する行審法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定、同条第2項の規定による主張書面若しくは資料の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第3項の規

定による閲覧の日時及び場所の指定

(14) 条例第12条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

(15) 行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

(16) 第12条の規定による会議録の作成及び公表
(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年9月30日から施行する。

(柏市情報公開審査会運営要領の廃止)

2 柏市情報公開審査会運営要領(平成12年11月29日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務処理基準

制定 平成17年 9月30日

施行 平成17年 9月30日

改正 平成28年 月 日

[題名改正]

I 柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定により諮問があった事件の場合

1 事務処理の概要

(1) 審査庁は、審議会に諮問をするに当たり、行政不服審査法(以下「法」という。)、柏市情報公開条例、柏市個人情報保護条例等に基づき、次の事務を行う。

ア 処分庁等への弁明書の提出の求め

イ 審議会への諮問(弁明書の写しを添付)

ウ 弁明書(副本)の審査請求人等への送付。併せて、審議会に諮問をした旨の通知

エ ウの通知の際、併せて、反論書・意見記載書面を提出する場合は、審議会に提出(提出部数は、正本及び関係者への必要送付部数)するよう期間を定めての通知

(2) 審査庁から審査請求に係る諮問があったときの審議会(事務局)における事務処理の概要は、おおむね次のとおり。

ア 諮問の受付

イ 反論書・意見記載書面の受領及び関係者への送付

ウ 必要に応じ、公文書、保有個人情報等の提示の求め

エ 必要に応じ、ヴォーンインデックスの作成の求め

オ 口頭意見陳述(特に全員招集の求め)及び補佐人帯同の希望の確認

カ 求めに応じ、口頭意見陳述の実施

キ 意見書等の提出希望の確認

ク 必要に応じ、参考人への意見陳述等の依頼

ケ 調査審議

コ 必要に応じ、審理手続の併合又は分離

サ 求めに応じ、提出資料等の閲覧又は交付

シ 電磁的記録の表示方法

ス 答申書の作成及び審査庁への答申

セ 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

2 諮問の受付

審査庁から、審査請求に係る諮問があったときは、次の事項を確認し、諮問書に収受印を押印するものとする。

(1) 諮問書の記載内容

ア 審査請求に係る処分[不作為の場合は、審査請求に係る不作為]

イ 諮問の理由

ウ 参加人等の有無

エ その他(審査庁担当課及び担当者名等)

(2) 添付書類

ア 審査請求書の写し

イ 処分庁等の弁明書（写し又は副本）

ウ 審査請求に至る経過説明書

エ 公文書開示請求書等の写し

オ 開示請求等に対する決定通知書の写し〔不作為の場合を除く。〕

カ その他の書類

（7）審査請求人等への審議会に諮問をした旨の通知

（4）（ア）の通知の際、併せて、反論書・意見書を提出する場合は、審議会に提出するよう期間を定めての通知

（ウ）審査請求の対象となった公文書、保有個人情報等

3 反論書・意見記載書面の受領及び関係者への送付

審査請求人から弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）の提出があったときは参加人及び処分庁等に、参加人から審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見記載書面」という。）の提出があったときは審査請求人及び処分庁等にその副本を送付するものとする（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領（以下「要領」という。）第6条）。これらの送付は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第4号）。

4 公文書、保有個人情報等の提示の求め〔必要に応じて〕

諮問書に審査請求の対象となった公文書、保有個人情報等が添付されていない場合には、原則として、処分庁等に対し、当該公文書、保有個人情報等の提示を求めるものとする（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項）。この求めは、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第5号）。

なお、公文書、保有個人情報等は、法令で第三者への提供が禁止されているもの、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものなど、その情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがある。そのため、公文書、保有個人情報等の提示の求めをするに当たっては、その必要性を慎重に判断することが求められるものである（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（以下「規則」という。）第4条）。

5 ヴォーンインデックスの作成の求め〔必要に応じて〕

ヴォーンインデックスは、対象公文書等が大量で内容が複雑な場合に審議検討を容易にするための資料であるため、必要に応じて作成を求めるものである（条例第8条第3項）。この求めは、審議会（部会）の議決が必要である（要領第7条第1項）。

6 口頭意見陳述（特に全員招集の求め）及び補佐人帯同の希望の確認

（1）口頭意見陳述の希望確認

条例第9条第1項では、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として、口頭での意見陳述の機会を申し出る権利を与えている。しかし、審議会（部会）での審議を適正に行うため、多くの場合、口頭での意見陳述が必要と考えられることから、その意思を審議会側から確認をするものである。口頭意見陳述の申出は、書面による（規則第5条）。

また、充実した審理とするため、申出の際に特に求めがあった場合は、期日及び場所を指定し、全ての審査関係人（審査請求人、参加人又は処分庁等をいう。以下Iにおいて同じ。）を招集してさせることができる（条例第9条第2項）。この場合において、申立人は、審議会（部会）の承認を得て、処分庁等への質問を発することができる（条例第9条第2項）。

なお、これらの手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号）。

（2）補佐人帯同の希望確認

条例第9条第3項では、審議会（部会）の承認を得て補佐人とともに出頭することができることとされていることから、意見陳述の希望の有無と併せ、補佐人帯同の希望の有無も併せて確認をするものである。申出人は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならず、審議会（部会）が承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする（規則第6条）。これらの手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号）。

7 口頭意見陳述の実施〔求めに応じて〕

（1）口頭意見陳述

上記6の手続において、申出のあった審査請求人又は参加人（帯同を承認された補佐人を含む。）の出席（特に求めのあった場合は、全ての審査関係人を招集）のもと実施する。全ての審査関係人を招集して実施した場合において、申立人以外の審査請求人又は参加人は、申立人のように口頭意見陳述や処分庁等への質問を発する権利が付与されるものではない（条例第9条第2項）。

また、審議会（部会）は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる（条例第9条第4項及び規則第8条）。これらの制限又は適当な措置を執ることについては、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号及び第9号）。

（2）処分庁等への意見聴取

必要に応じ、（1）の口頭意見陳述の前後に、処分庁等に対する意見聴取を行う（条例第8条第4項）。この手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第6号）。

8 意見書等の提出希望の確認

条例第10条では、審査関係人に主張する機会を十分に与えるため、意見書等を提出する権利を与えている。審議会（部会）としては、審議を計画的に行う必要があるため、その意思を審議会側から確認をするものである。この手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第10号）。

9 参考人への意見陳述等の依頼〔必要に応じて〕

事案の内容によっては、審査請求人等以外の第三者から意見を聴くこと、書類等の提出を求めることなどが、適正な審議に必要な場合がある（条例第8条第4項）。これらの手続は、必要に応じて行うものであり、その求める相手方、内容等については、審議

会（部会）の議決により決定するものである（要領第7条第1項）。

10 調査審議

審議会（部会）での審議は、提出された書類等、意見陳述の内容等に基づいて行う。事務局は、各々の主張をまとめた文書を作成するとともに、類似事件に関する判例、国又は他の地方公共団体における答申例等の資料を用意し、審議の効率化、円滑化を図るものとする。

1.1 審理手続の併合又は分離〔必要に応じて〕

審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を書面により通知するものとする（規則第3条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている（要領第13条第3号）。

1.2 提出資料等の閲覧又は交付〔求めに応じて〕

弁明書、反論書及び意見記載書面は、法及び要領に基づき審査関係人にその副本を送付することとしているが、ヴォーンインデックス、審査関係人から提出された意見書等及び第三者から取得した資料等（条例第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定により審議会（部会）に提出された書類等）については、審査関係人は、審査請求に係る調査審議が終結するまでの間、審議会（部会）に対し、閲覧又は交付を書面により求めることができる（条例第11条第1項及び規則第9条第1項）。この求めの可否の決定については、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第12号）。

なお、交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない（条例第11条第4項）。《参考：柏市行政不服審査法等手数料条例》

1.3 電磁的記録の表示方法

条例第11条第1項前段に規定する審議会が別に定める方法については、柏市情報公開条例施行規則で定める電磁的記録の閲覧方法の例による。

1.4 答申書の作成及び審査庁への答申

審議会（部会）における答申の方向性の検討・整理がおおむねなまどまった時点で、その結果に基づき、事務局で答申案を作成する。審議会（部会）は、答申案を基に答申内容を検討し、確定する。

答申内容が確定したときは、答申書を作成し、速やかに審査庁への答申を行うものとする。

1.5 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

審議会は、答申をしたときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申書の内容を記したものを行政資料室に備え付けて公表するものとする（条例第12条及び要領第9条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている（要領第13条第14号）。

II 行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問があった事件の場合

1 事務処理の概要

(1) 審査庁は、審議会に諮問をするに当たり、法等に基づき、次の事務を行う。

ア 諮問の要否の検討（法第43条第1項各号のいずれかに該当するか。）

イ 審議会への諮問（審理員意見書及び事件記録の写しを添付）

ウ 審査請求人、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対する諮問をした旨の通知及び審理員意見書の送付

(2) 審査庁から審査請求に係る諮問があったときの審議会（事務局）における事務処理の概要は、おおむね次のとおりである。

ア 諮問の受付

イ 口頭意見陳述及び補佐人帯同の希望の確認

ウ 求めに応じ、口頭意見陳述の実施

エ 主張書面等の提出希望の確認

オ 必要に応じ、主張書面等の提出、事実の陳述又は鑑定の求めその他必要な調査

カ 必要と認めるとき、調査委員の指名

キ 調査審議

ク 必要に応じ、審理手続の併合又は分離

ケ 求めに応じ、主張書面等の閲覧又は交付

コ 電磁的記録の表示方法

サ 答申書の作成及び審査庁への答申

シ 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

2 諮問の受付

審査庁から、審査請求に係る諮問があったときは、次の事項を確認し、諮問書に収受印を押印するものとする。

(1) 諮問書の記載内容

ア 審査請求に係る処分〔不作為の場合は、審査請求に係る不作為〕

イ 諮問の理由

ウ 参加人等の有無

エ その他（審査庁担当課及び担当者名等）

(2) 添付書類

ア 審理員意見書の内容等を踏まえた裁決の考え方（方向性及びその理由等）

イ 審理員意見書

ウ 事件記録（次に掲げるもの）の写し

(7) 審査請求書【正本】

(4) 弁明書【正本】

(7) 審査請求録取書

(エ) 法第29条第4項各号に掲げる書面

a 行政手続法第24条第1項調査及び同条第3項の報告書

b 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書

(4) 反論書【正本】

(4) 意見書【正本】

(4) 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第34条の陳述若しくは鑑定、法第35条第1項の検証、法第36条の規定による質問又は法第37条第1項若しくは

第2項の規定による意見の聴取の記録

(7) 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

(7) 法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

3 口頭意見陳述及び補佐人帯同の希望の確認

(1) 口頭意見陳述の希望確認

法第81条第3項において準用する法第75条第1項では、審査関係人（審査請求人、参加人又は諮問をした審査庁をいう。以下Ⅱにおいて同じ。）に主張する機会を与えるため、口頭での意見陳述の機会を申し立てる権利を与えている。そこで、審議会（合議体）での審議を計画的に行う必要があるため、口頭での意見陳述を希望するか、その意思を審議会側から確認をするものである。希望する場合は、書面により申し立てよう求めるものとする。意見陳述の機会の付与については、会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第8号）。

(2) 補佐人帯同の希望確認

法第81条第3項において準用する法第75条第2項では、審査請求人又は参加人は審議会（合議体）の承認を得て補佐人とともに出頭することができることとされていることから、意見陳述の希望の有無と併せ、補佐人帯同の希望の有無も併せて確認をするものである。補佐人帯同の許可は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第8号）。

4 口頭意見陳述の実施〔求めに応じて〕

上記4の手續において、申立てのあった審査関係人（帯同を許可された補佐人を含む。）の出席のもと実施する。

5 主張書面等の提出希望の確認

法第81条第3項において準用する法第76条では、審査関係人に主張する機会を与えるため、主張書面又は資料を提出する権利を与えている。審議会（合議体）としては、審議を計画的に行う必要があるため、提出期限を定め、主張書面又は資料を提出するか、その意思を審議会側から確認をするものである。この手續は、会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第11号）。

6 主張書面等の提出、事実の陳述又は鑑定のためその他必要な調査〔必要に応じて〕

法第81条第3項において準用する法第74条では、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができるとされている。これらの調査は、審議会（合議体）が必要と認める場合に行うものであり、その求める相手方、内容等については、審議会（合議体）の議決により決定するものである（要領第7条第2項）。

7 調査委員の指名〔必要と認めるとき〕

調査審議の効率性や迅速性を確保するためには、特定の委員に上記5の意見の陳述を聴かせ、上記6の必要な調査を行わせた上で、その結果を基にして審議会（合議体）で調査審議を行うことが適切な場合がある。このため、審議会（合議体）が必要と認めるときは、審議会（合議体）の指名する委員にこれらの調査手續を行わせることができることとしている（＜準用＞法第77条）。この委員の指名については、審

議会（合議体）の議決により決定するものである（要領第7条第2項）。

8 調査審議

審議会（合議体）での審議は、提出された書類等、意見陳述の内容等に基づいて行う。事務局は、各々の主張をまとめた文書を作成するとともに、類似事件に関する判例、国又は他の地方公共団体における答申例等の資料を用意し、審議の効率化、円滑化を図るものとする。

9 審理手續の併合又は分離〔必要に応じて〕

審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手續を分離することができる。手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を書面により通知するものとする（規則第3条）。これらの手續は、会長の専決事項とされている（要領第13条第3号）。

10 主張書面等の閲覧又は交付〔求めに応じて〕

審査関係人から提出された主張書面又は資料について、審査関係人は、答申が行われるまでの間、審議会（合議体）に対し、閲覧又は交付を求めることができる（＜準用＞法第78条第1項）。閲覧又は交付の求めは書面によることとする。この求めに対する可否の決定については、会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第13号）。

なお、交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない（＜準用＞法第78条第4項）。〈参考：柏市行政不服審査法等手数料条例〉

11 電磁的記録の表示方法

＜準用＞法第78条第1項前段に規定する行政不服審査会（審議会）が別に定める方法については、柏市情報公開条例施行規則で定める電磁的記録の閲覧方法の例による。

12 答申書の作成及び審査庁への答申

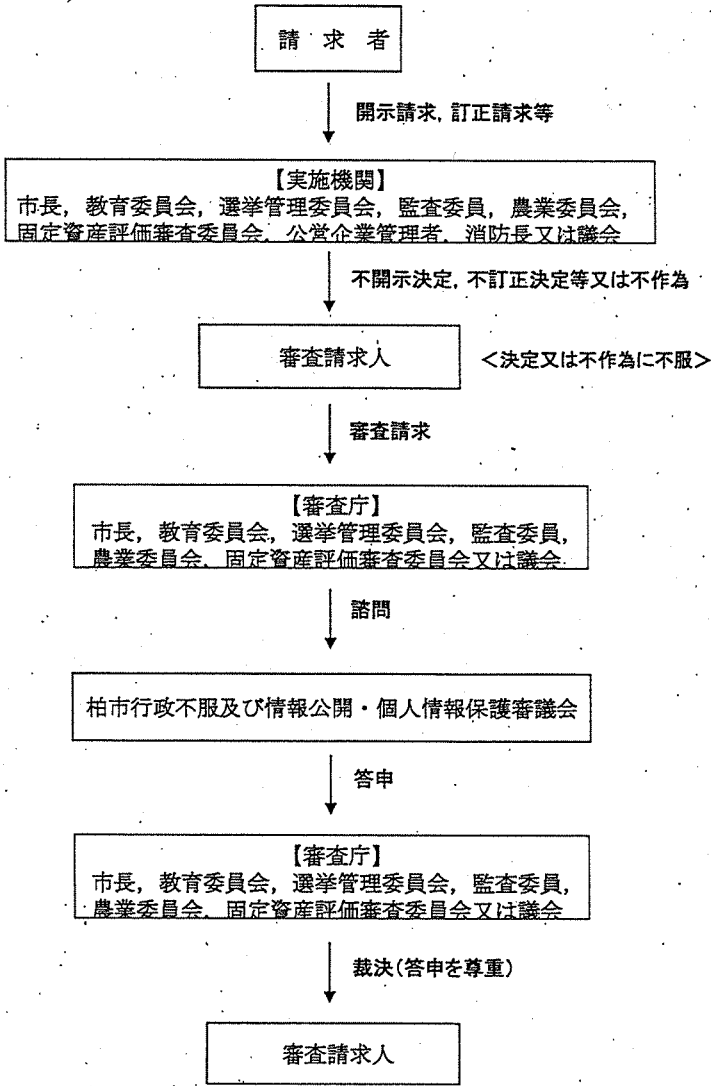
審議会（合議体）における答申の方向性の検討・整理がおおむねまとまった時点で、その結果に基づき、事務局で答申案を作成する。審議会（合議体）は、答申案を基に答申内容を検討し、確定する。

答申内容が確定したときは、答申書を作成し、速やかに審査庁への答申を行うものとする。

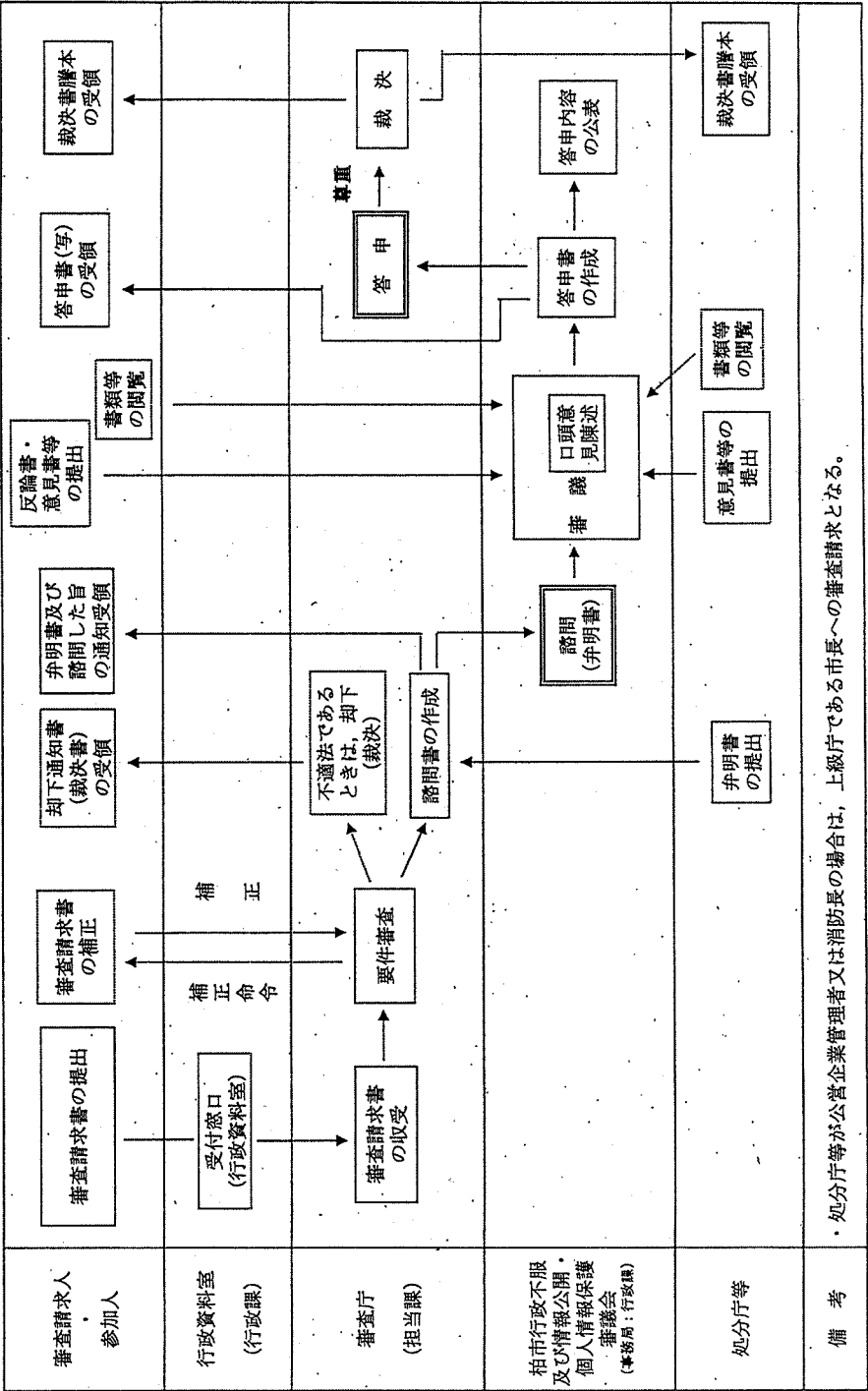
13 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

審議会は、答申をしたときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申書の内容を記したものを行政資料室に備え付けて公表するものとする（＜準用＞法第79条及び要領第9条）。これらの手續は、会長の専決事項とされている（要領第13条第15号）。

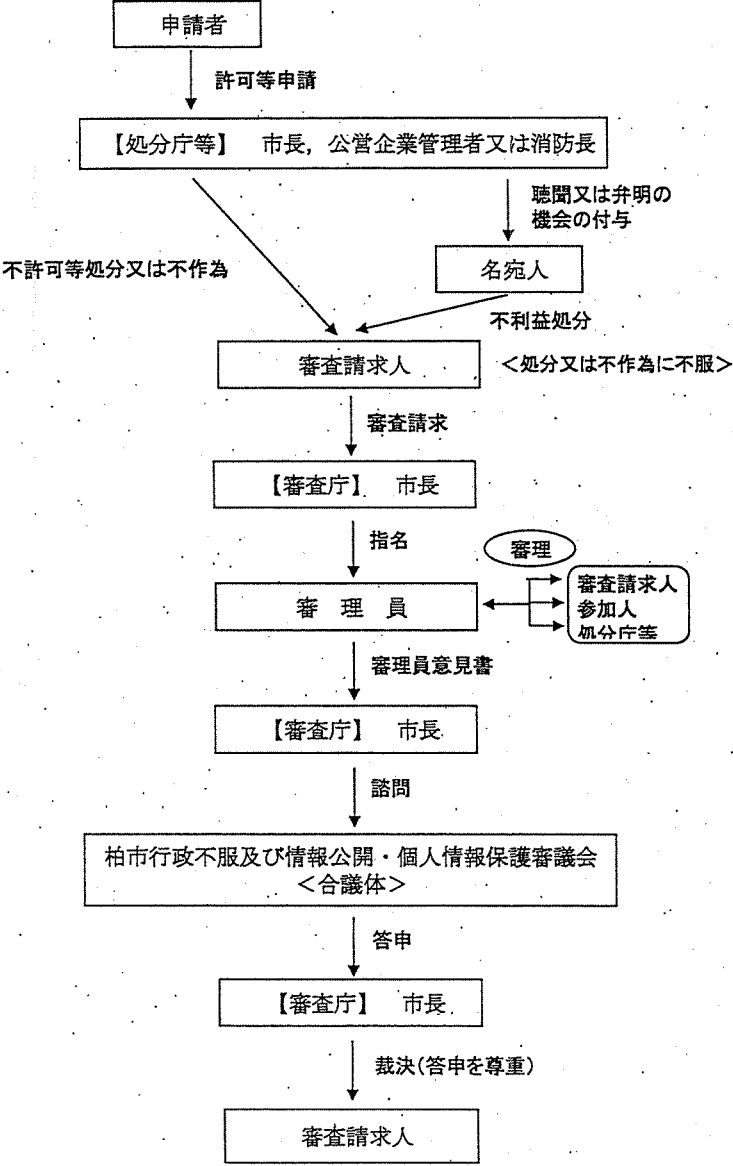
柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定による審査請求があった場合の事務の流れ①



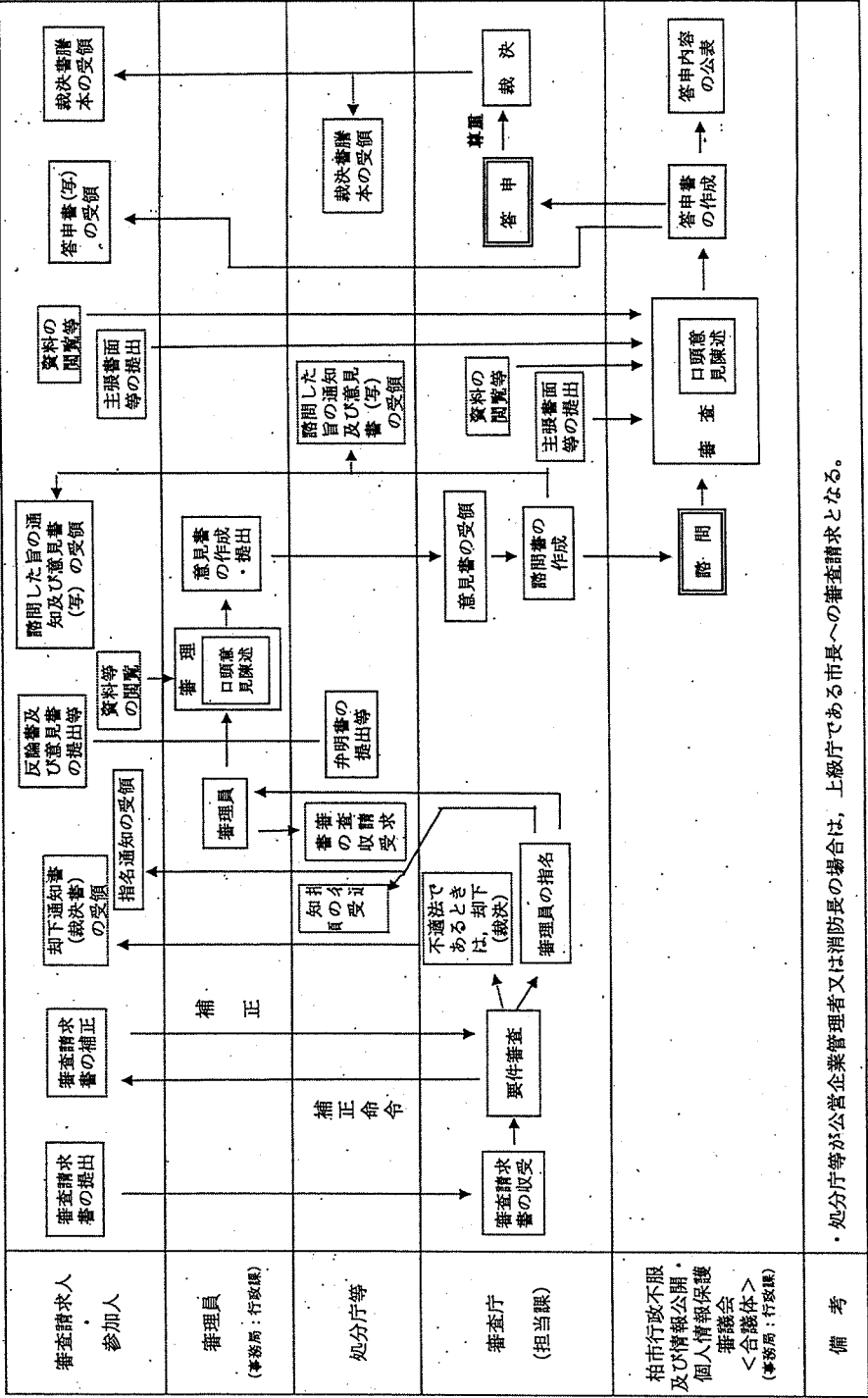
柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定による審査請求があった場合の事務の流れ②



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求があった場合の事務の流れ①



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求があった場合の事務の流れ②



審議会様式

— 目次 —

様式第1号	口頭意見陳述・補佐人帯同申出書	48
様式第2号	口頭意見陳述申立書（兼）補佐人帯同許可申請書	49
様式第3号	口頭意見陳述の実施（等）について（通知）	50
様式第4号	口頭意見陳述の実施について（通知）	51
様式第5号	口頭意見陳述の実施（等）について（通知）	52
様式第6号	口頭意見陳述の実施について（通知）	53
様式第7号	口頭意見陳述の実施について（通知）	54
様式第8号	補佐人変更承認申出書	55
様式第9号	補佐人の変更について（通知）	56
様式第10号	提出書類等閲覧等請求書	57
様式第11号	提出書類等閲覧等請求書	58
様式第12号	提出書類等の閲覧等の求めについて（通知）	59
様式第13号	提出書類等の閲覧等について（照会）	60
様式第14号	提出書類等の閲覧等について（照会）	61
様式第15号	提出書類等の閲覧等について（回答）	62
様式第16号	諮問の取下げについて（通知）	63
様式第17号	審査手続の併合について（通知）	64
様式第18号	審査手続の分離について（通知）	65

様式第1号

口頭意見陳述・補佐人帯同申出書

平成 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申出者

☐ 審査請求人 ・ ☐ 参加人
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第9条第1項本文の規定により、次のとおり審査請求に係る諮問事件について、口頭による意見陳述を申し出ます。

諮問年月日	
審査庁名	
諮問事件名	
条例第9条第2項前段に規定する求め	☐ 求める ・ ☐ 求めない

【※補佐人の帯同を希望する場合は、次により申し出てください。】

条例第9条第3項の規定による補佐人帯同の承認を得たいので、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第6条前段の規定により、次のとおり申し出ます。

補佐人帯同を必要とする理由	補佐人の氏名及び住所

様式第2号

口頭意見陳述申立書（兼）補佐人帯同許可申請書

平成 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申立者（兼）申請者

☐ 審査請求人・ ☐ 参加人・ ☐ 審査庁
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定により、次のとおり審査請求に係る諮問事件について、口頭による意見陳述を申し立てます。

諮問年月日	
審査庁名	
諮問事件名	

〔※補佐人の帯同を希望する場合は、次により申請してください。〕

法第81条第3項において準用する法第75条第2項の規定による補佐人帯同の許可を得たいので、次のとおり申請します。

補佐人帯同を必要とする理由	補佐人の氏名及び住所

様式第3号

柏行審第 号
平成 年 月 日

（申出人）様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
（会長 ○ ○ ○ ○）

口頭意見陳述の実施（等）について（通知）

年 月 日付けで申出のありました口頭による意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席してください。

また、当該口頭意見陳述における補佐人帯同の申出については、次のとおり承認する（承認しない）こととしたので、併せて通知します。

1 諮問事件名（諮問年月日）

2 開催日時及び場所

3 帯同を許可する補佐人

4 帯同を許可しない補佐人及び許可しない理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
（総務部行政課総務担当）
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

様式第4号

柏行審第 号
平成 年 月 日

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

からの口頭意見陳述申出において柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第9条第2項前段に規定する求めがありました。よって、当該口頭意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席されるよう通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 開催日時及び場所

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

様式第5号

柏行審第 号
平成 年 月 日

(申立人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施 (等) について (通知)

年 月 日付けで申立てのありました口頭による意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席してください。

また、当該口頭意見陳述における補佐人帯同の申請については、次のとおり許可する (許可しない) こととしたので、併せて通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 開催日時及び場所

3 帯同を許可する補佐人

4 帯同を許可しない補佐人及び許可しない理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

様式第6号

柏行審第 号
平成 年 月 日

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

から口頭意見陳述の申立てがありました。よって、当該口頭意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席されるよう通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 開催日時及び場所

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

様式第7号

柏行審第 号
平成 年 月 日

(申出人・申立人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

年 月 日付けで申出 (申立て) のありました口頭による意見陳述については、次の理由により実施しないこととしましたので、通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

様式第8号

補佐人変更承認申出書

平成 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申出者

☐ 審査請求人 ・ ☐ 参加人
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

年 月 日付け柏行審第 号をもって帯同の承認を得た補佐人について変更したいので、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第6条後段の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 変更前の補佐人の氏名及び住所
- 2 変更後の補佐人の氏名及び住所
- 3 補佐人を変更する理由

様式第9号

柏行審第 号
平成 年 月 日

(申 出 人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

補佐人の変更について(通知)

年 月 日付けでありました補佐人変更の申出については、次のとおり承認する(承認しない) こととしたので、通知します。

- 1 変更を承認する補佐人
- 2 変更を承認しない補佐人及び承認しない理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

様式第10号

提出書類等閲覧等請求書

平成 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

請求者

☐ 審査請求人 ・ ☐ 参加人 ・ ☐ 処分庁等
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第11条第1項前段の規定により、次のとおり提出書類等の〔☐ 閲覧 ・ ☐ 交付〕を求めます。

- 1 諮問事件名（諮問年月日）
- 2 閲覧を求める提出書類等
- 3 写し等の交付を求める提出書類等 〔☐ 郵送を希望〕

〔※手数料の減免を希望する場合は、次により申請してください。〕

条例第11条第4項に規定する手数料の減免を受けたいので、同条第6項において例によるとする柏市行政不服審査法等手数料条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 理由
- 2 添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

様式第11号

提出書類等閲覧等請求書

平成 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

請求者

☐ 審査請求人 ・ ☐ 参加人 ・ ☐ 審査庁
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第78条第1項前段の規定により、次のとおり提出書類等の〔☐ 閲覧 ・ ☐ 交付〕を求めます。

- 1 諮問事件名（諮問年月日）
- 2 閲覧を求める提出書類等
- 3 写し等の交付を求める提出書類等 〔☐ 郵送を希望〕

〔※手数料の減免を希望する場合は、次により申請してください。〕

法第81条第3項において準用する法第78条第4項に規定する手数料の減免を受けたいので、同条第5項の規定による柏市行政不服審査法等手数料条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 理由
- 2 添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）